

舞鶴市農業委員会「農業委員」再募集要項

1 募集人数

1名

2 任期

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）

3 身分

舞鶴市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- ①農地の権利移動等、申請の許可や審査（毎月1回）
- ②農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農の支援をするための活動、農地利用最適化の指針作成、地域計画(京力農場プラン)の実質化活動等
- ③京都府農業会議・農地中間管理機構との連携

5 報酬

年額：210,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 舞鶴市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者

7 推薦及び応募に係る手続等

既定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送または持参により、舞鶴市産業振興部産業創造室農林水産振興課にご提出ください。（推薦者が3名を超える場合は別紙を利用してください。）

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

個人が推薦する場合	様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

(2) 様式の入手方法

市役所農林水産振興課及び西支所、加佐分室の窓口に備えるほか、舞鶴市のホームページからもダウンロードできます。

8 受付期間

令和5年4月12日（水）から、令和5年4月25日（火）まで【必着】

※ 持参される場合には、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までに提出してください。

9 選考方法

提出書類をもとに書類選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

なお、選考結果は、推薦者及び応募者全員に文書で通知します。

※ 農地利用最適化推進委員と重複して推薦又は応募することはできませんが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼ねることはできません。

10 推薦及び応募書類提出先並びにお問い合わせ先

舞鶴市産業振興部産業創造室農林水産振興課

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 TEL 0773-66-1023

11 その他

受付期間の中間及び終了後に、舞鶴市のホームページ等で、提出のあった推薦及び応募書類をもとに下記の内容を公表します。

- ① 推薦又は応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- ② 推薦者(個人)については、氏名、職業、年齢及び性別
- ③ 推薦者(法人又は団体)については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- ④ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況、認定農業者等の該当の有無
- ⑤ 推薦又は応募の理由
- ⑥ 推薦者が被推薦者を舞鶴市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が舞鶴市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別